

家族介護用品支給事業の利用について

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族に対し、家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、介護に必要なおむつやその他の用品を購入する際の費用を一部補助します。

- ▶ **支給対象者** 65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度で、要介護4または5の認定を受けている方を在宅で介護している家族
ただし、高齢者及び介護者ともに茨城町内に住所を有する方
- ▶ **支給額** ①非課税世帯 月額 5,600円以内
②課税世帯 月額 4,000円以内
※世帯とは、住民基本台帳を基本とします。介護者が別世帯の場合は、介護者の世帯も含まれます。
- ▶ **補助対象介護用品** 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、お尻拭き
- ▶ **利用店** 次の町指定業者で購入して頂きます。
①みすず薬局 石崎店（上石崎）
②カワチ薬品 茨城町店（長岡）
③カワチ薬品 桜の郷店（桜の郷）
④アイセイ薬局 茨城町店（小鶴）
⑤ツルハドラッグ 水戸南店（長岡）
⑥ツルハドラッグ 茨城桜の郷店（桜の郷）
- ▶ **利用券の返却** 支給対象者が、介護度の変更・入所・入院・転出等の対象要件に該当しなくなったときは介護用品利用券を返却してください。
- ▶ **更新申請** 毎年6月に更新申請があります。
・受付期間 6月1日(月)～6月12日(金)
・申請場所 長寿福祉課（4番窓口）で申請してください。
・持参するもの 介護保険証、印鑑

【問合せ先】長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

茨城町基幹相談支援センターを開設しました

町では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として「茨城町基幹相談支援センター」を4月1日設置しました。

障がいのある人やその家族からの総合相談窓口として、困っている事や不安に思っている事など、さまざまな相談に対応しておりますので、気軽にご相談ください。

相談内容に応じて必要な支援や情報提供などを行います。また、町や町内の障害福祉サービス事業所などの地域の相談支援機関と連携して様々な支援を行います。

名称：茨城町基幹相談支援センター
委託先：社会福祉法人 茨城補成会
場所：茨城町上石崎4698-2
電話：029-293-7401
FAX：029-293-7744
開設時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
（祝日、年末年始を除く）
※夜間など緊急時には、携帯電話等に対応します。

センターでは、主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を持った専門の職員が、寄り添いながら問題の解決を支援します。

【問合せ先】社会福祉課 ☎ 029-240-7112 FAX 029-219-1026

介護予防・日常生活支援総合事業 **総合事業** 利用のご案内

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住民同士の活動や多様なサービスによって、介護予防と日常生活を支援する事業です。教室やトレーニングを活用し、健康長寿をのばしましょう。

◆**対象者** 要支援1・2の認定を受けている方、または基本チェックリストにより事業対象者に該当した方。
ただし、これまでにこのサービスを利用した方は参加できません。

◆**相談窓口** 長寿福祉課または地域包括支援センターへご相談ください。

【元気あっぷ教室】

理学療法士、健康運動指導士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師等専門職の指導による運動器の機能向上を主とした教室です。

- ▶ **実施期間** 令和2年8月から令和3年3月までの毎週金曜 全28回
- ▶ **場所** 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」
- ▶ **時間** 午後2時～4時
- ▶ **参加費** 6,000円
- ▶ **定員** 10人
- ▶ **送迎** あり

※日程及び場所等が変更になる場合があります。

【脳の健康教室】

教室サポーターの方と会話を楽しみながら、脳の活性化に良いといわれている簡単な読み・書き・計算・1から100まで数字を並べるすじ盤を行います。

- ▶ **実施期間** 令和2年8月から令和3年3月までの毎週木曜 全27回
- ▶ **場所** 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」
- ▶ **時間** 午前10時～11時
- ▶ **参加費** 6,000円
- ▶ **定員** 10人
- ▶ **送迎** あり

※日程及び場所等が変更になる場合があります。

【問合せ先】長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）
地域包括支援センター ☎ 029-292-8577

令和元年10月からはじまっています

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。該当の場合、請求書を提出した日の翌月分から受給権が発生します。

○年金生活者支援給付金は3つの種類があります。

高齢年金生活者支援給付金	高齢基礎年金を受給している方
障害年金生活者支援給付金	障害基礎年金を受給している方
遺族年金生活者支援給付金	遺族基礎年金を受給している方

○年金生活者支援給付金には支給要件があります。

それぞれの年金生活者支援給付金に支給要件が設けられており、要件を満たしている方が対象となります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。水戸南年金事務所または保険課（5番窓口）へお問い合わせください。

令和元年10月時点で該当ではなかった方であっても該当になる場合があります。詳しくは保険課（5番窓口）へお問い合わせください。

【問合せ先】水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）